

令和6年度学校案内より

IV 緊急時の対応

1 児童が登校する以前に「犬山市」に「暴風警報」や「特別警報」が発表された場合

(1) 午前6時30分までに警報が解除された場合

⇒ 平常どおり授業を行います。

(2) 午前6時30分以降より午前10時までに警報が解除された場合

⇒ 3年から6年は家庭で食事を済ませ午後1時までに登校し、授業を2時間行います。職員による安全点検後、登校についてメール配信します。

1年2年の授業は中止とし、休校とします。

(3) 午前10時を過ぎてから警報が解除されるか、または警報が解除されない場合

⇒ 当日の授業は中止します。

なお、上記(1)、(2)の場合でも、道路・橋の破損等で登校が危険な場合には、保護者の判断で登校を見合わせてください。遅刻や欠席扱いにはなりません。そのことを学校に連絡してください。

2 児童の登校後に「犬山市」に「暴風警報」や「特別警報」が発表された場合

(1) 台風の中心位置、進行速度及び方向、発表時における気象状況等により判断し、当日の授業を中止し、全児童引き取り下校をします。

(2) すぐに引き取りができない児童は、学校の安全な場所に待機させておきます。